

## 藤崎町臨時職員採用登録募集案内

町では、令和元年度（2019年度）の臨時職員の登録を随時受付しています。臨時職員の採用は臨時に業務が発生した場合などに、登録者の中から業務の条件に合致する方を選考します。なお、登録されても採用されるとは限りませんので、ご了承ください。

### 1. 登録募集職種

- ①事務職
- ②看護職（保健師免許を有する方）
- ③技能労務職（運転技能員、学校用務員、調理員など）

### 2. 登録申込書請求方法

「藤崎町臨時職員登録申込書」（以下「登録書」）を町ホームページからダウンロードしてください。

「登録書」を郵送で請求される場合は、封筒の表に朱書きで「臨時職員登録請求」と明記し、返信用封筒（送付先の住所・氏名を記入し、82円切手を貼付）を同封してください。

また、総務課庶務係でも配付しています。

### 3. 登録要件

- ①高校卒業以上の学歴を有する（高校卒業見込の方を含みます。）18歳以上60歳未満の方。
- ②事務職をご希望の方は、パソコンの基本操作およびワードやエクセルを使用できること。
- ③運転技能員をご希望の方は、準中型自動車免許（5t限定）以上もしくは普通自動車免許（平成29年3月11日道路交通法改正以前取得、AT限定不可）及び大型特殊自動車免許を保有し、車両系建設機械運転技能講習を修了している方  
※地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は登録できません。

### 4. 登録申込方法

「登録書」に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、総務課庶務係に提出してください。（郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「登録書在中」と記載してください。）

○持参する場合…総務課庶務係へ「登録書」をご持参ください。

○郵送する場合…総務課庶務係宛に「登録書」を郵送してください。

## 5. 登録期間

- ①臨時職員候補者台帳に登録された日の属する年度の末日までとします。ただし、各年1月から3月までに登録した方は、翌年度の末日までとします。
- ②「登録書」は登録期間終了後、当方で廃棄処分させていただきます。

## 6. 勤務条件等

### 【月額賃金の臨時職員の例】

- ①任用期間：6か月以内（再度任用となる場合もあります。）
- ②勤務時間：午前8時15分～午後5時
- ③勤務日：月曜日～金曜日
- ④各種保険：社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）
- ⑤賃金：事務職 高卒の場合 129,600円  
大卒の場合 142,400円  
看護職 大卒の場合 168,200円  
技能労務職 高卒の場合 125,100円  
（学歴や職種によって異なります。）
- ⑥手当：期末・勤勉手当、寒冷地手当、通勤手当等
- ⑦休暇：年次有給休暇、年末年始休暇等
- ⑧注意点等：臨時職員は、地方公務員法第22条第5項に規定する臨時的任用職員となりますので、任用期間中は他の職や民間アルバイト等への従事はできません。  
※日額賃金の臨時職員や勤務場所によっては上記と勤務条件が異なります。

## 7. 登録から採用までの流れ

受付順の採用ではありませんので、ご了承ください。また、登録された方全員が採用されるとは限りません。

- ①「登録書」に必要事項を記載
- ②総務課庶務係に「登録書」を提出し、受付・登録
- ③各担当課での臨時的業務の発生または欠員の発生等
- ④登録者の中から登録者の希望および臨時的業務内容等を考慮し、書類選考
- ⑤登録者へ連絡
- ⑥選考試験
- ⑦採用決定

## 8. 「登録書」の郵送請求・登録申込先・お問い合わせ

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

藤崎町総務課庶務係

TEL 0172-88-8292